

この条例は、前文と全8章（全31条）で構成されており、そのおもな内容は次のとおりです。

## ☆市民と議会の関係(第3章)

### 1. 情報公開の徹底と説明責任を果たします！【第5条】

- ・本会議のほか、常任委員会や特別委員会などの傍聴も原則公開とします。
- ・各議員の議案賛否をホームページで公開します。

### 2. 毎年1回以上、市民との意見交換会を開催します！【第7条】

- ・18名の議員が3班に分かれ、各地区公民館（9カ所）を会場に開催します。
- ・地域の現状や課題、市政に対するご意見や提言を伺う広聴の機会とします。

### 3. 市民団体などからの求めで一般会議を開催します！【第8条】

- ・一般会議は、教育、文化、福祉、産業など様々な分野の方々と議会が意見交換を交わす場です。その団体の要請に応じて会議を開催することを定めております。

### 4. 政策企画調整会議を設置します！【第9条】

- ・意見交換会や一般会議などの広聴活動による市民意見などを政策立案や提言とするために協議、検討を行う場とします。

## ☆市長と議会の関係(第4章)

### 1. 市民に見える議会運営を行います！【第11条】

- ・本会議での市長との審議の様態をインターネットによるライブ中継を実施します。
- ・ネット中継を行う本会議を中心に政策決定の過程を「見える化」します。

### 2. 議員と市長等の質疑応答は、すべて一問一答に統一して行います！【第12条】

- ・すべての質疑応答を、一問一答とし、聴く人にわかりやすい方式に統一します。
- ・論点や争点を明確にし、わかりやすい議論にするため、市長等へ議員の質問や議員提出議案に対する逆質問（反問）する権利を認めています。

### 3. 議会の議決すべき事項に、市の基本構想と総合計画を追加！【第15条】

- ・市政運営の総合的な指針となる基本構想とその構想に基づく基本計画（市総合計画）を、新たに議会の議決事項に定めています。

## ☆議会活動の活性化(第5章)

### 1. 議員間での自由討議により積極的な政策提言と条例提案を行います！【第16条】

- ・議員同士による自由な討論の場を設け、多様な意見を出し合い、積極的な政策提言や条例提案などを行います。

### 2. 政務活動費による活動状況をホームページで公開します！【第17条】

- ・会派へ交付される政務活動費により、積極的な政策立案につなげます。
- ・その用途は、透明性を確保するため、ホームページで公開します。

### 3. 近隣の自治体議会との交流や連携を図ります！【第20条】

- ・自治体が抱える課題や議会のあり方について、近隣の自治体議会をはじめ、他の議会との交流や連携を推進し、調査研究を行っていきます。

**『第1回 市民との意見交換会』を、3月に開催する予定です。**

※詳しい日程など決まり次第、皆さまへお知らせいたします。